

高知大学医学部附属病院社会保険委員会規則

平成16年4月1日
規則第272号

最終改正 平成28年1月12日規則第58号

(設置)

第1条 高知大学医学部附属病院に、保険診療の適正かつ円滑な運用を図るため、高知大学医学部附属病院社会保険委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 保険診療の普及及び充実に関すること。
- (2) 保険診療担当者としての診療方針の改善及び合理化に関すること。
- (3) 診療報酬明細書の院内審査に関すること。
- (4) 適切なDPCコーディングに関すること。
- (5) その他委員会が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 診療科長 2人
- (2) 各診療科及び総合診療部の医局長、外来医長及び病棟医長のうちから1人
- (3) 検査部又は輸血・細胞治療部の教員 1人
- (4) 放射線部の教員 1人
- (5) 薬剤部の薬剤師 1人
- (6) 副看護部長 1人
- (7) 医学情報センターの教員 1人
- (8) 高知県社会保険診療報酬支払基金及び高知県国民健康保険団体連合会から委嘱を受けた審査委員
- (9) 診療記録管理者
- (10) 診療情報管理士 1人
- (11) 医事課長

2 前項第1号から第7号まで及び第10号に掲げる委員は、病院長が委嘱する。

3 第1項第1号から第7号まで及び第10号に掲げる委員の任期は、1年とし、再任を妨

げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、第3条第1項第1号の診療科長のうちからそれぞれ病院長が委嘱する。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に支障があるときは、副委員長がその職務を代行する。

(会議)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、委員に支障のあるときは、当該委員の指名した者が代理出席することができる。

2 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

3 議事は、出席した委員の3分の2以上の同意をもって決する。

(専門部会)

第6条 委員会に、特定の事項について審議するため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会については、別に定める。

(報告)

第7条 委員長は、委員会において審議した重要事項については、病院長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、医学部・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月1日規則第545号)

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月11日規則第131号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年5月13日規則第4号)

この規則は、平成20年5月13日から施行する。

附 則（平成20年12月9日規則第43号）

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第107号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年4月9日規則第8号）

この規則は、平成25年4月9日から施行する。

附 則（平成28年1月12日規則第58号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。